

市川市
みどりの基本計画
アクションプラン

平成18年3月

市川市

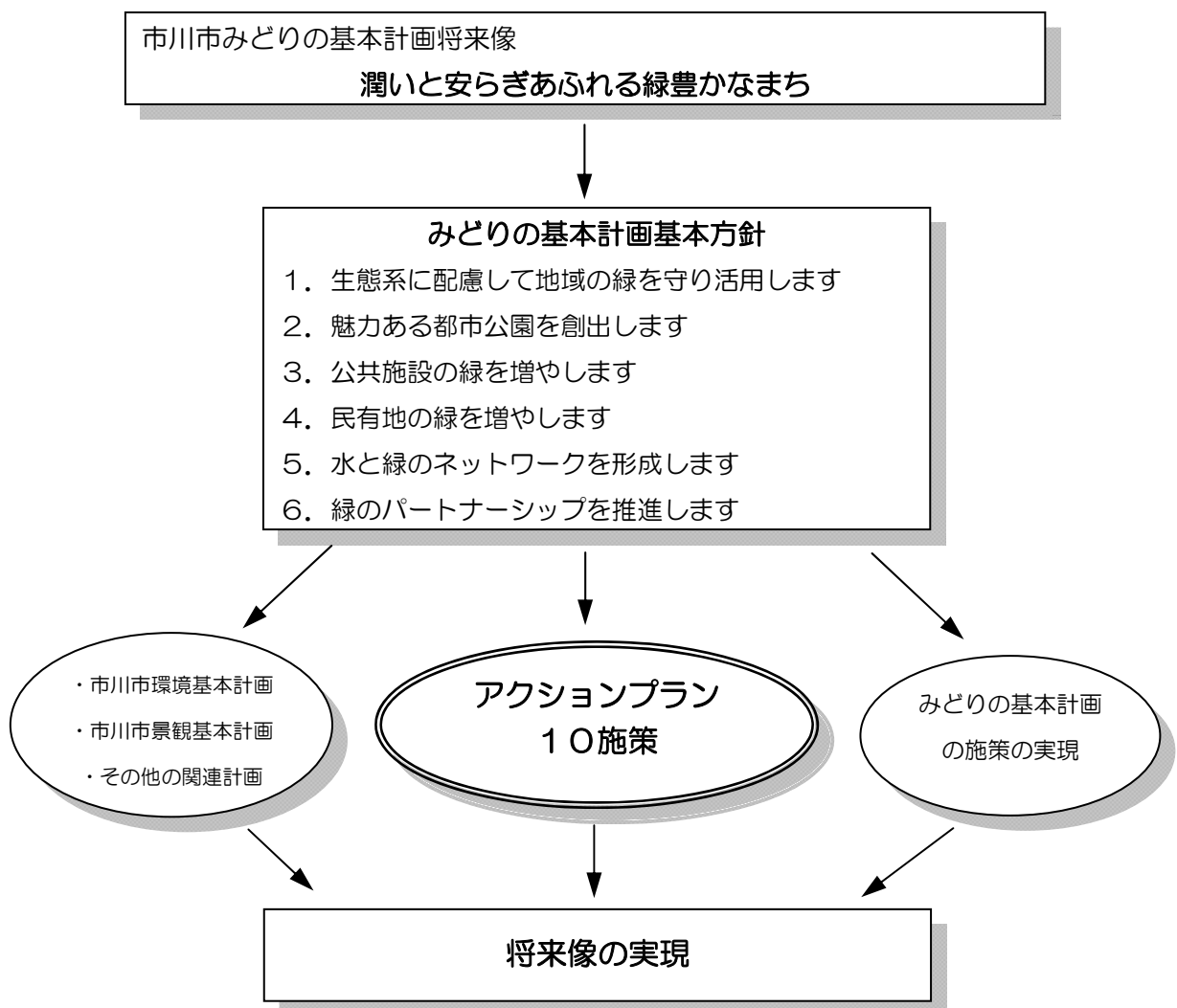
市川市みどりの基本計画アクションプランの基本的な考え方

1. 策定の趣旨

このアクションプランは、市川市みどりの基本計画に定める将来像である「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」の実現に向けて、基本方針にそった施策の展開を具体的にどのように進めていくのか、何から推進していくのかについて実施期間やプランの具体的な項目を明らかにし、実行するために策定するものです。

2. 位置付け

市川市総合計画、市川市都市計画マスタープランをうけて策定された市川市みどりの基本計画を具現化していくためのプランであり、みどりの基本計画の基本方針に基づき将来像を実現していく道すじを示します。



3. アクションプランの考え方

市川市みどりの基本計画における将来像「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」を実現するためには、基本的な施策を総合的に推進する必要があります。しかし、この施策は多岐にわたっており、全ての施策展開を詳細に調整していくことは長期に渡る施策もあり難しい面があります。

そこで、本アクションプランでは、多岐にわたる施策の中から、特に市民と事業者、市のパートナーシップによって将来像を実現することができる先導的な施策に注目し、平成17年度から平成21年度にかけて実施を予定している緑に関する取り組みの中から、10の具体的な施策を抽出しました。

市民と事業者、市のパートナーシップによって施策を展開することにより、将来像の効率的な推進を図ります。

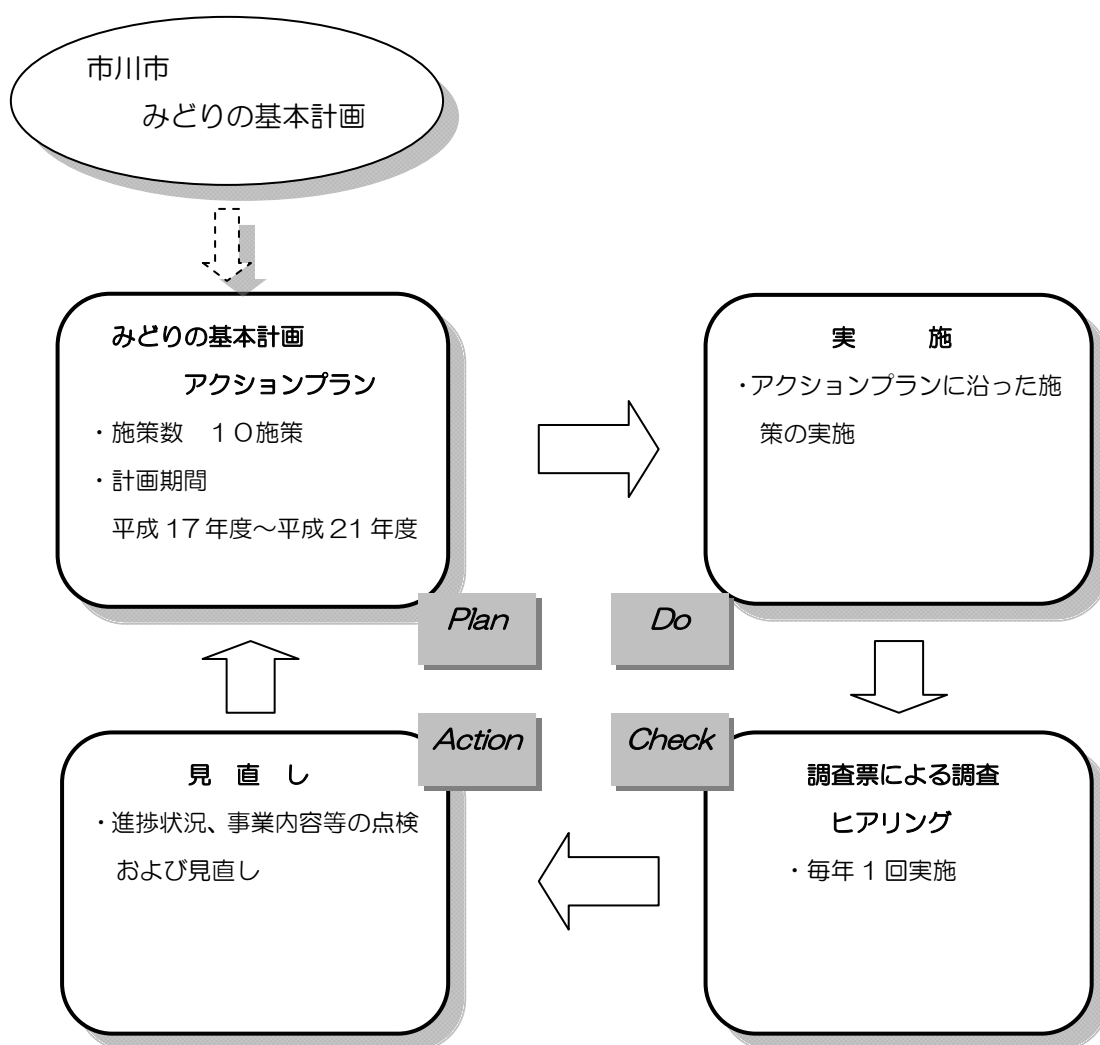
4. アクションプランの性格

- (1) 本プランの期間は、平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)までの5ヵ年とします。
- (2) 本プランは、個々の施策における具体的な取り組みを市民、事業者との連携を図りながら進めます。
- (3) 本プランは、計画期間中において毎年進捗状況を把握するため進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

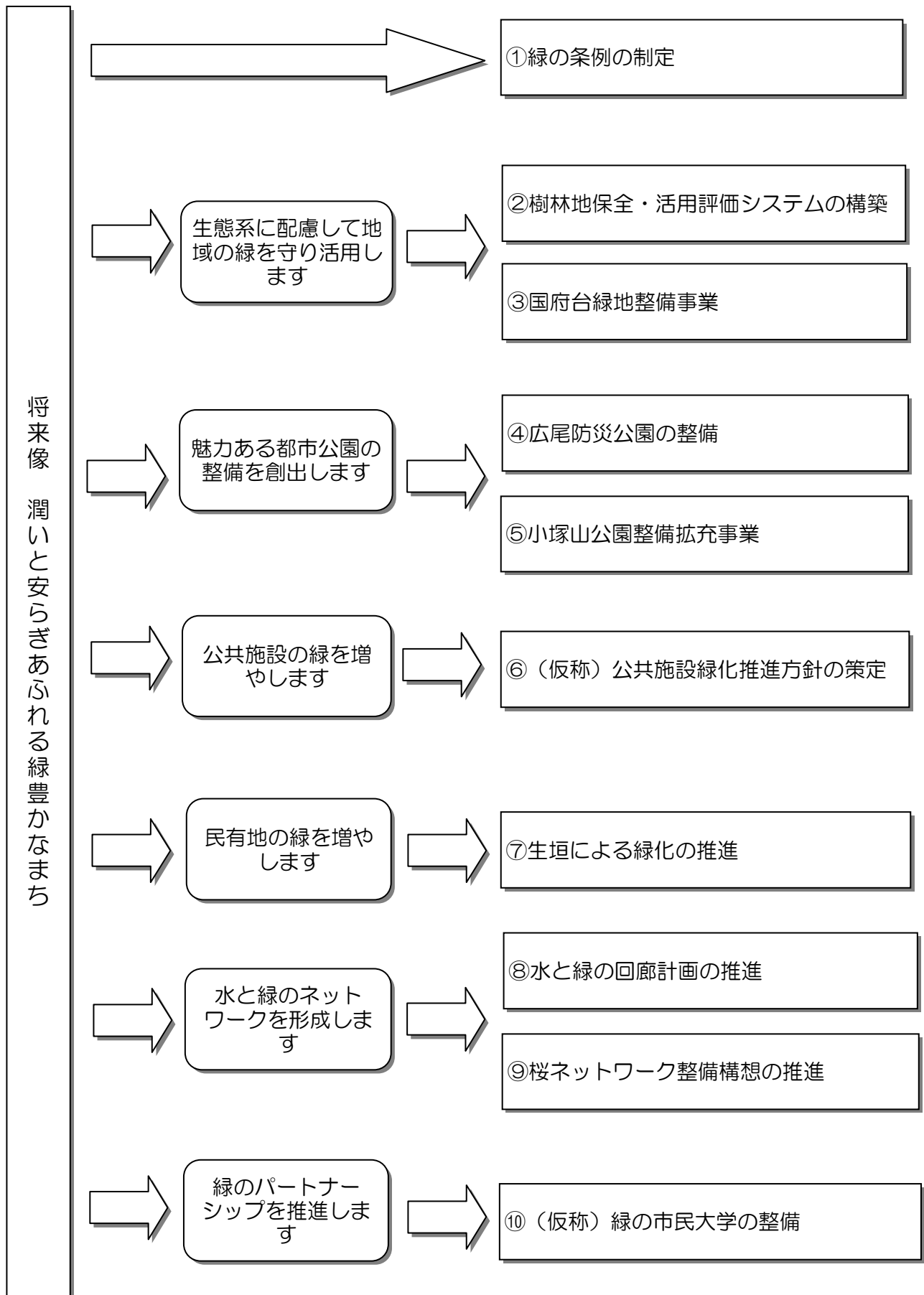
5. 今後の展開

アクションプランの実施には、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、施策の見直し（Action）のPDCAサイクルに基づく施策評価を行います。

アクションプランの事業進捗状況の把握については、毎年、水と緑の計画課において、調査票による調査、ヒアリングを行います。また、その結果については、外部委員（市川市緑の調査専門委員）に報告するとともに意見、提言をいただきます。計画期間中において、施策に大きな変化が生じた場合は、これを見直すこととします。



6. 骨子



アクションプランの施策

市川市みどりの基本計画の将来像「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」の効率的な実現に向けて、市民・事業者・市のパートナーシップによる先導的な10の施策を抽出し、具体的な取り組み等を明らかにします。

緑の条例の制定

樹林地保全・活用評価システムの構築

国府台緑地整備事業

広尾防災公園の整備

小塚山公園整備拡充事業

（仮称）公共施設緑化推進方針の策定

生垣による緑化の推進

水と緑の回廊計画の推進

桜ネットワーク整備構想の推進

（仮称）緑の市民大学の整備

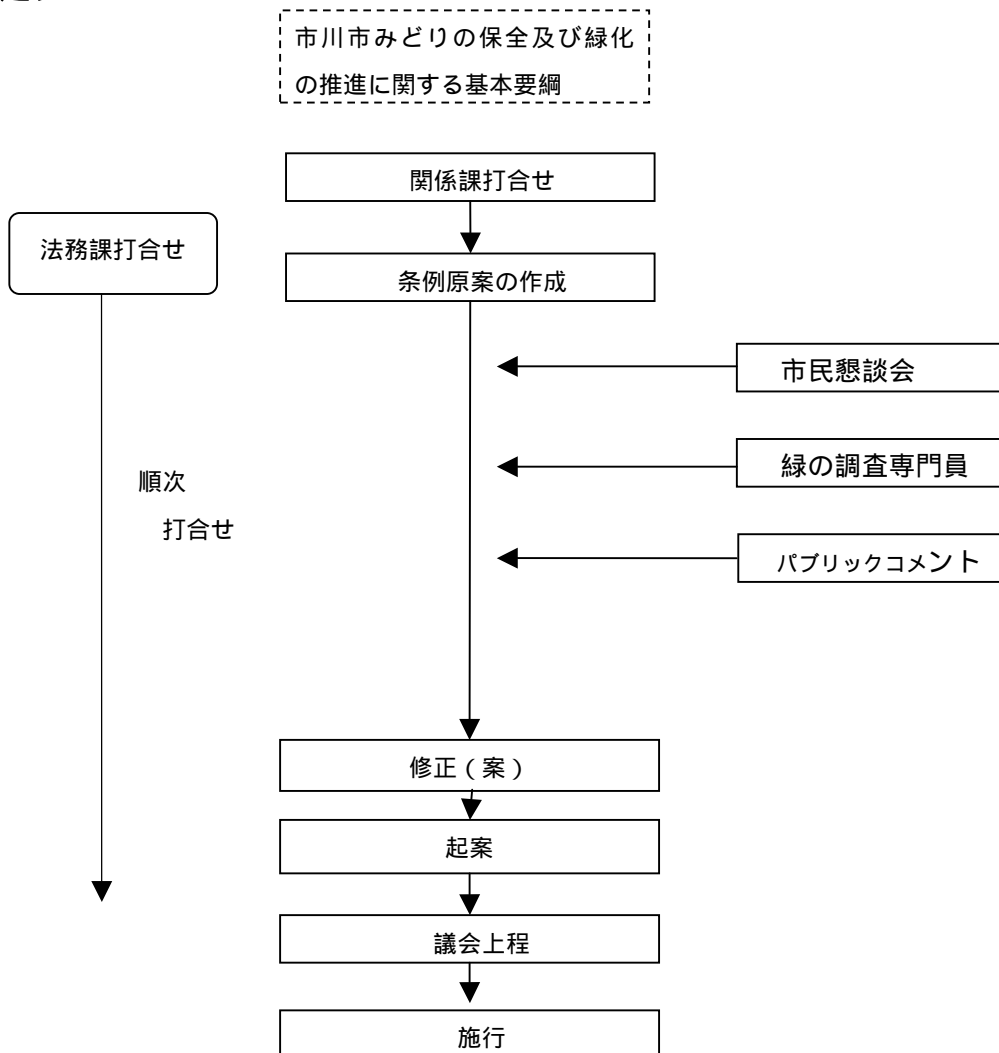
条例の制定

1. 概要

緑の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するため必要な事項を定める条例を制定し、良好な生活環境の確保を図ります。

条例の特徴としては、今ある緑の保全に力点を置き、総論的な目的、責務、緑の基本計画の策定等の部分と各論的な樹林地の保全のための施策、緑化を創造していく施策等を位置づけます。

2. 制定フロー



3. 具体的な取組

検討項目

- 減少傾向にある緑地の保全施策の構築
- 緑行政の軸となる骨格の仕組みをつくる
- みどりの基本計画の推進の位置づけ
- 市民活動の支援
- 市民懇談会の役割

構成

条例の構成	主な内容
目的・責務	市・市民・事業者の責務の明確化
みどりの基本計画	計画の担保を明文化
緑地保全	既存の制度の整理及び新たな制度の創出
緑化推進	既存の制度の整理及び地区指定等の創出
市民活動等	市民意識の高揚及び市民活動の支援
審議会等	専門家による審議会等の位置づけ

4. スケジュール

	17年度	18年度	19年度
関係課打合せ	→		
条例原案の作成	→		
市民懇談会		→	
緑の調査専門委員		▶	
パブリックコメント		→	
議会		→	
施行			19年4月施行

樹林地保全・活用評価システムの構築

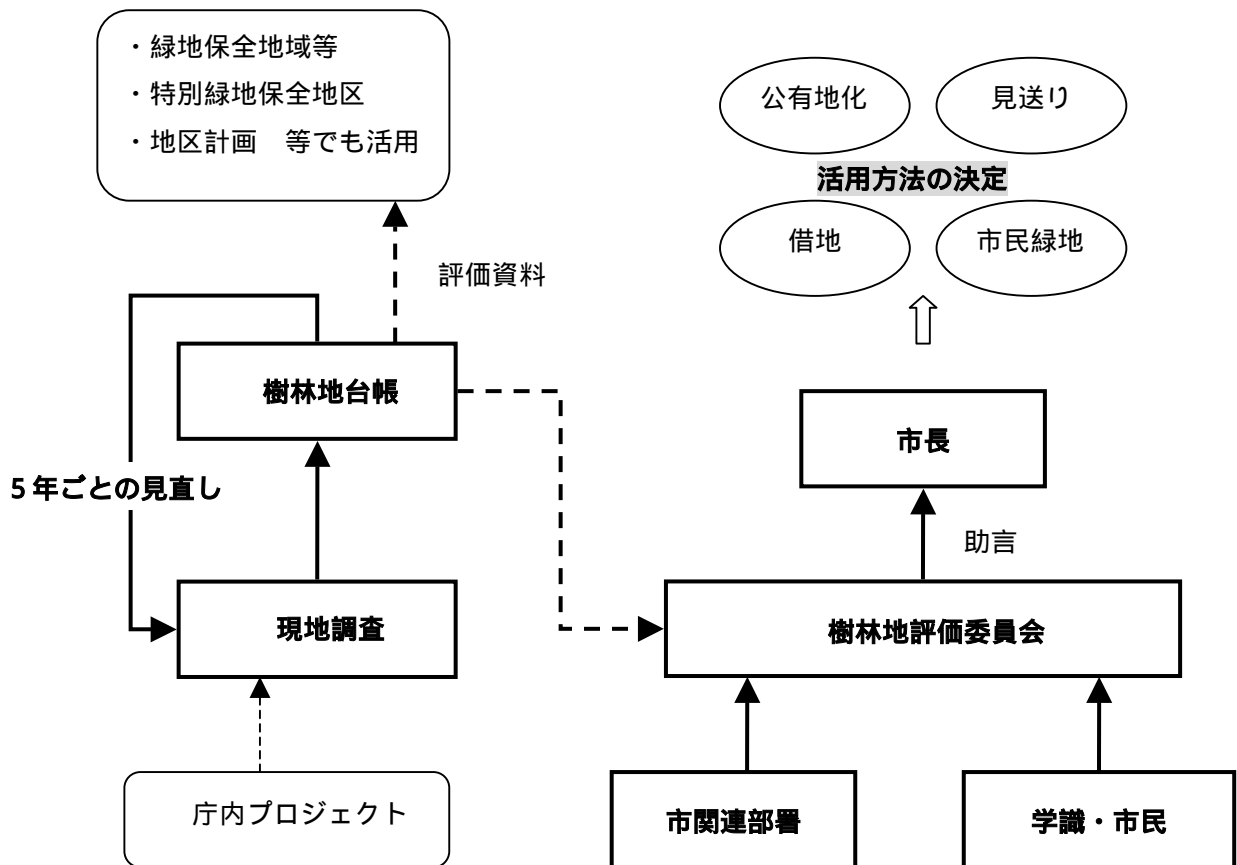
1. 概要

本市には、北部を中心に約 85ha の樹林地が存在していますが、近年宅地化や土地造成が進行し、貴重な緑が減少してきています。（平成 6 年と平成 11 年の調査比較で約 2 ha 減少）

この状況を把握するとともに、どのように保全・活用したらよいか等の判断をするために、樹林地の適正な評価を行う「樹林地保全・活用評価システム」の構築が求められています。

そのため、市内の樹林地の状況を把握するために、庁内プロジェクト内でのモデル事業実施後、専門員により本格的な現地調査を行い樹林地台帳の作成を行います。また、評価機関として（仮称）樹林地評価委員会を立ち上げ、相続等の相談があった場合には公有地化するかどうかの助言を市長に行います。

2. フロー



3. 具体的な取組

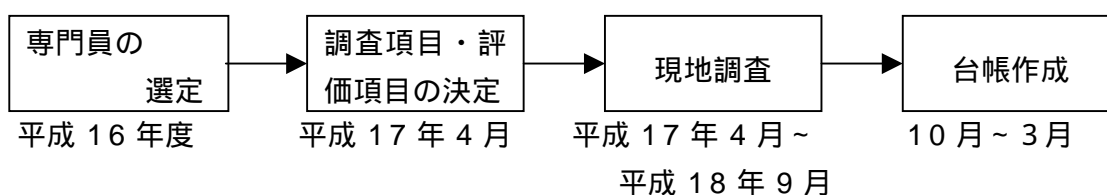
庁内プロジェクト（平成 16 年度）

庁内関係課を集め、市内 4～5 箇所の樹林地をモデルとして調査を行い、評価項目等の検討を行います。

10 月～11 月 3 回開催

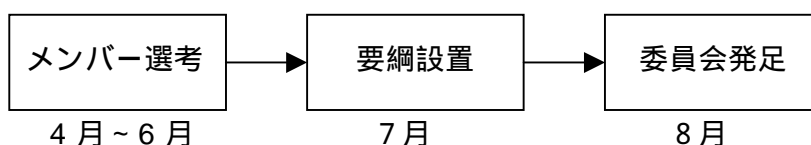
現地調査 樹林地台帳作成（平成 17・18 年度）

専門職員である水と緑の専門員 2 名により、詳細な現場立ち入り調査を行い、分析のうえ、樹林地台帳を作成します。台帳は多角的な視点で評価できるようなものにしていきます。



(仮)樹林地評価委員会の発足（平成 19 年度）

市民、学識経験者、市役所関係等でメンバーを構成し、相続等の相談が発生した際には台帳を元にして公有地化するかどうかの助言を市長に行います。



4. スケジュール

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
庁内プロジェクト	平成 16 年度で終了				
現地調査		→			
樹林地台帳作成		→			
樹林地評価委員会立ち上げ			→		
樹林地の購入等の評価				→	→

国府台緑地整備事業

1. 概要

本事業は、国府台4丁目の自然的景観にすぐれた緑地を、市北西部における「水と緑の回廊」の緑の核として保全・活用することにより、江戸川から堀之内貝塚公園にいたる緑地資源の連続性を確保すると共に、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図ることで、“人と緑のかかわりを大切に、潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち”づくりに資することを目的とするものです。

- ・ 緑地名 : 国府台緑地
- ・ 所在地 : 市川市国府台4丁目3355番地外
- ・ 面積 : 約5.1ha
- ・ 都市計画決定 : 平成18年3月(予定)
- ・ 樹林の構成 : 常緑樹と落葉樹の混交林

2. 計画方針

(1) 基本的な考え方

北西部地域の施策の方針である“歴史・文化を育む水と緑の回廊のまち”にふさわしい、「緑の拠点」の整備、「水と緑の回廊」の形成を図るものです。

(2) 基本方針

環境の保全と活用

- ・ 恵まれた自然資源である樹林や地形等を生かし、良好な自然環境の保全と創造、活用を図ります。
- ・ 落葉広葉樹を主体とした雑木林として利用されていた状態を維持します。

環境活動・環境学習

- ・ 豊かな自然環境を生かした市民の環境活動や学習の機会を提供できる場とします。
- ・ 緑地の管理や樹木の更新などを実践できる場とします。

水と緑の回廊の形成

- ・ 市民と協働で、周辺の魅力的な緑や水の資産をつなぎ、世代をこえた多くの人々が集い、語り、ふれあいの場を生みだします。

(3) 土地利用計画

原則的に現状の樹林や地形等の自然条件を生かすものであるが、樹林の管理や更新、施設等の新たな創出も視野にいたったゾーニングとします。

樹林地の保全ゾーン

北側の樹林地は、野鳥や昆虫等の生息に配慮し、既存樹林の保全と樹林の再生を

図り、まとまった緑量を確保するゾーン。

自然環境ふれあいゾーン

中部区域は、比較的空地が多いことから、広場などを整備し、誰もが安全で楽しく環境とふれあえるゾーン。

環境活動・学習ゾーン

南側の樹林地は、生長の進んだ落葉広葉樹を主体として、樹木間に比較的、間隔があることや地形的に起伏があることから、これらを活用して自然の中で環境活動や学習の場として体験できるとともに、樹齢の進んだ樹木の伐採や更新、林床の管理などを実践できる活動ゾーン。

エントランスゾーン

東側の県道沿い入口を、周辺環境と調和のとれた誰もが判りやすい特色あるメインエントランスゾーン。

3 . スケジュール (予定)

年度	17	18	19	20	21	22	23
都市計画決定	←→						
事業認可		←→					
用地取得			←→				
施設整備							←→

広尾防災公園の整備

1. 概要

計画地周辺は、住民一人当たりの都市公園面積が少ない上に、避難場所の面積も不足していることから、当公園については、みどりの基本計画において地区公園や防災機能を有する都市公園として位置づけられています。

公園計画の概要は下記のとおりです。

所在地 市川市広尾1丁目及び2丁目の各一部の区域（広尾2丁目36番ほか）

面積 約3.7ha

都市公園の種別 地区公園

整備方針

平常時は、地域住民の憩いやレクリエーションの場として親しまれる公園として、また、災害時には、一時避難地としての機能のほか、初期救援や緊急輸送等の中継拠点としての機能を担う防災公園として整備します。

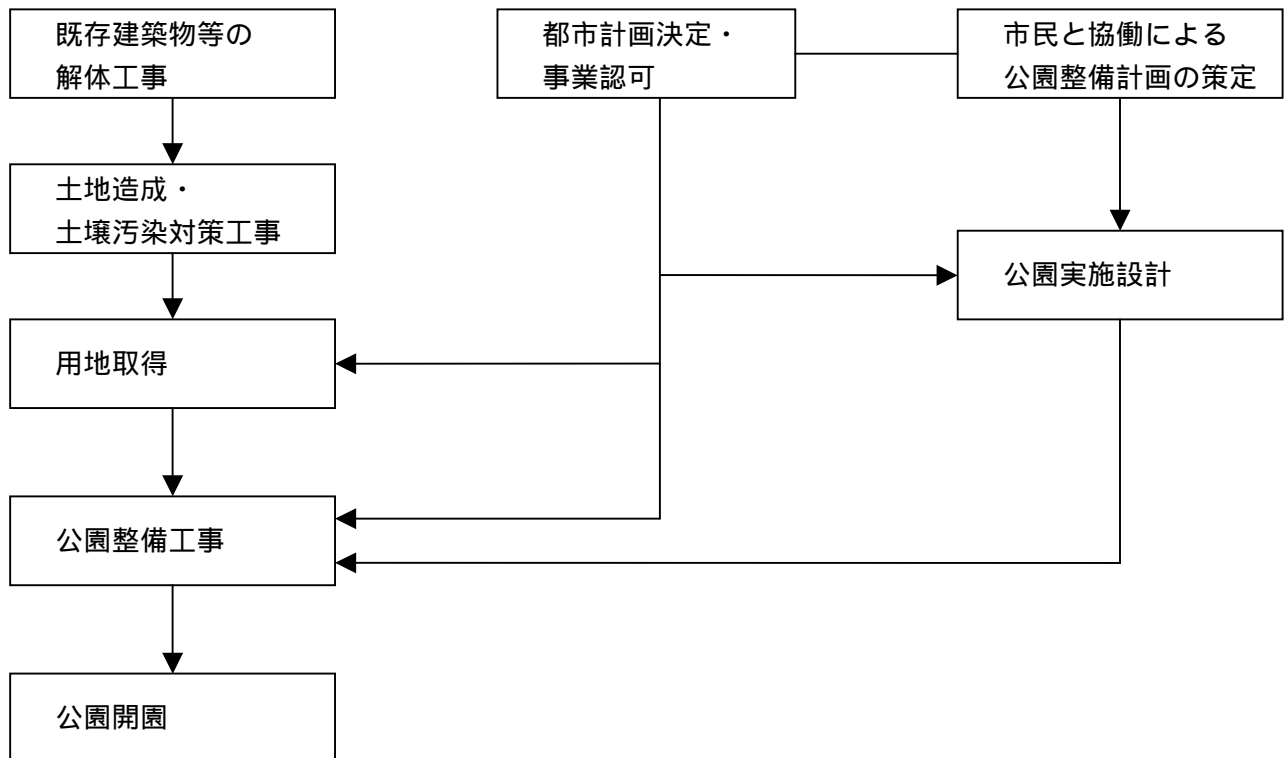
避難圏域

地区公園の誘致距離（半径1km）及び隣接する一時避難場所（南行徳小学校、南行徳公園）の配置状況を考慮し、相之川1・2丁目、新井1～3丁目、島尻、広尾1・2丁目を避難圏域として設定し、新井小学校とともに一時避難地としての機能を担います。

公園開園時期

平成22年4月予定

2. フロー



3. 具体的な取組

既存建築物等の解体工事（平成17年度）

旧石原製鋼所工場の建築物等の解体工事

公園の都市計画決定・事業認可（平成18年度）

市民と協働による公園整備計画の策定（平成17・18年度）

公園の基本計画・基本設計

土地造成・土壌汚染対策工事（設計・施工一括方式プロポーザル）（平成18・19年度）

公園実施設計（平成18・19年度）

用地取得（平成18・19年度）

公園整備工事（平成19～21年度）

公園開園

4. スケジュール

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
既存建築物等の解体工事	→					
公園の都市計画決定・事業認可		→				
市民と協働による公園整備計画の策定	→	→				
土地造成・土壌汚染対策工事		→	→			
公園実施設計		→	→			
用地取得		→	→			
公園整備工事			→	→	→	
公園開園						→

小塚山公園整備拡充事業

1. 概要

本事業は、市北西部における水と緑のネットワークの中心となる「緑の拠点」づくりの一環として、小塚山公園と堀之内貝塚公園との連携強化を図るとともに、都市における自然の減少、市民の緑に対する関心の高まりに対応した、特色ある地区公園として拡充整備を図ることを目的とします。

- ・ 公園名：小塚山公園
- ・ 公園種別：地区公園
- ・ 所在地：市川市北国分1丁目2518番地先
- ・ 都市計画決定：昭和51年 8月17日 約2.8ha
昭和54年 3月23日 約2.9ha
平成 8年12月20日 約3.7ha
平成15年12月19日 約5.9ha
- ・ 主な施設：園路、ベンチ、フィールドアスレチック等
- ・ 沿革：山林の保全を目的として、市が用地買収します

2. 計画方針

本公園を自然とのふれあい、体験、学習、憩いの場などとして、整備拡充するとともに、緑のネットワーク機能の充実を図るため、小塚山公園と堀之内貝塚公園に挟まれた「どうめき谷津」約1.9ha及び「東京外郭環状道路の蓋掛け部分（新たに創出される緑地）」約0.3haと併せ、総面積約5.9haを一体として整備を行います。

(1) 基本的な考え方

当該地域の特性とレクリエーション需要の多様化を十分考慮し、「水と緑のネットワーク構想」に基づき、周辺公園とのネットワーク化を図るとともに、魅力ある公園緑地を形成するため、既存の環境資源を活用して、多様な生物の生育・生息地の確保や地域レベルでの市民の環境活動や学習などの拠点として整備します。

(2) 基本方針

環境の保全と活用

- ・ 恵まれた自然資源の保全と活用を図るため、地形や樹林等の自然条件を生かし、良好な自然環境の保全と創造を図るなど、風致地区にも指定されている地域環境に調和した公園とします。

歴史と風土

- ・ 地域の歴史風土を学べる原風景を保全する公園とします。

環境活動・環境教育

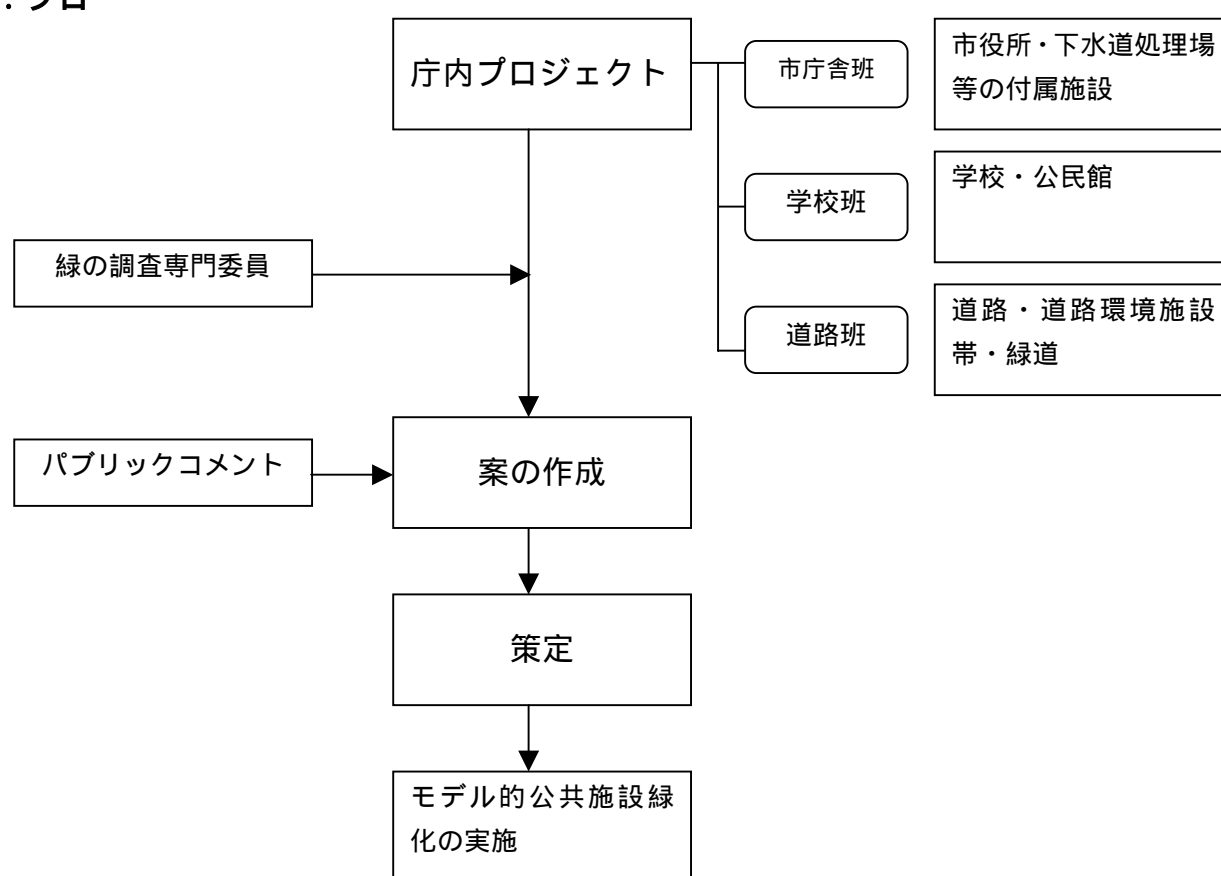
- ・ 豊かな自然的環境を生かした公園として、住民の環境活動、環境学習の場を提供する公園とします。

(仮称) 公共施設緑化推進方針の策定

1. 概要

みどりの基本計画の実現には、現存する緑地の保全のみではなく、新たな緑地の創出を図っていく必要がありますが、住宅地や商業地等における緑化の先導的役割を果たす意味からも、まず公共施設(市役所、公民館、学校、下水道処理場等の附属施設、道路、道路環境施設帯、緑道等)において、様々な緑化手法による積極的な緑化を図っていく必要があります。そこで、公共施設における緑化推進の方針を策定し、緑豊かな快適環境の創出を目指します。

2. フロー



3 具体的な取組

庁内プロジェクトによる検討

庁内関係課による検討組織を立ち上げ、機能別を考慮し、生垣化、中高木の植栽、屋上壁面緑化、道路緑化の視点や新たな技術による緑化手法により、地域にふさわしい植栽、維持管理の方針を定めます。

モデル公共施設緑化の実施

機能別に配慮した緑化を具体的に実施していきます。

4 . スケジュール

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
庁内プロジェクト			→		
緑の調査専門委員			→		
パブリックコメント				→	
モデル的公共施設緑化					→

⑦生垣による緑化の推進

1. 概要

生垣による緑化は、防犯・防災・景観等、様々な利点があるため、民有地を緑化する最も効果的な施策といえます。

この民有地の緑化を図るために、あらたに生垣による緑化をしようとする土地所有者に対して、助成制度を拡大していくとともに、樹木の知識、管理技術など PR や講習会を行い、普及に努めていく必要があります。

2. 現行の制度

生垣助成制度

市内の建築物の敷地を対象とした生垣の設置に対して、助成金を支出します。

- ・助成限度額：15,000円/m
- ・対象：接道部・隣地境界部・連続して3m以上・苗木(1.2m高さ)2本以上/m
- ・対象外：条例等の規定により、緑地面積に含む生垣施工工事・既存生垣の改修工事・建売住宅業者による申請・申請前の着工済生垣設置工事

3. 具体的な取組

公園、街路樹が未整備で建物が密集している緑化重点地区内の接道部は、全て生垣化を目指します。特に通学路は早期に生垣化する必要があるため、今後、制定する緑の条例内で謳うことを検討します。

また、生垣管理の技術講習会を実施し、生垣設置後の支援等も考慮します。

さらに生垣の更なる普及、浸透する施策を検討します。

4. スケジュール

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生垣制度見直し検討	→			
		ブロック塀の撤去費用も助成		→
		技術講習会の実施		
		生垣全額助成		→

水と緑の回廊計画の推進

1. 概要

水と緑の回廊計画

市の北西部には、地域のシンボルとなる公園、緑地や歴史、文化資源が多く点在していることから、これらの資源・資産を道路や水辺でネットワーク化する水と緑の回廊計画が都市計画マスタープランやみどりの基本計画にうたわれています。

この回廊は、北西部地域の公園、緑地、水辺空間や歴史、文化資源は、水と緑の拠点として後世に引き継いでいくべき貴重なものであることから、これらを守り育てるとともに、ネットワーク化することによって、個々の資源から全体の資源として価値を高め、魅力的で安全・安心なまちの空間としていくこととしています。

水と緑の拠点としては、堀之内貝塚公園、小塚山公園、じゅん菜池緑地、国府台緑地、里見公園などがあり、自然との触れ合いの場、憩いの場として整備し活用を図ります。ネットワーク化としては、拠点間を結びつけていくために、比較的安心して、また、緑や歴史性を考慮した散策できるルートを設け、案内板などの設置により、分りやすいまちづくりを進めます。また、緑の中を歩くことですがすがしい空気を満喫しリフレッシュができ、気持ちのいい汗をかくことができる心身ともに健康につながるまちづくりを進めていきます。

整備方針(市川市都市計画マスタープランより)

自然環境の保全対策を実施するとともに公共用地の緑化や水辺空間の整備を重点的に進める。

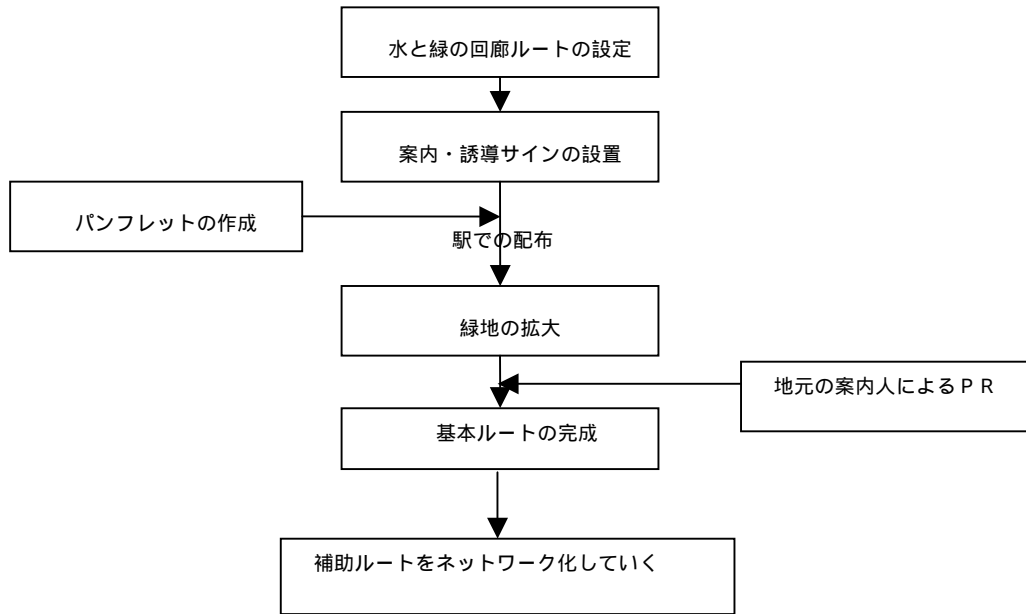
歩行者や自転車が安全で快適に移動できるような道づくりを進める。

緑化に関する既存の助成制度等の拡大やまちづくり制度の活用を図り、宅地内の豊かな緑の維持や新たな緑の創出を図る。

地域の市街地構造と景観の骨格を形成するとともに、市街地の安全性向上に寄与するため、災害時の延焼防止帯や避難路として防災機能の向上を図る。

世代を超えたコミュニケーションを活性化させるために、関連施設等の整備等を関係機関に働きかけていく。また、それを契機としてユニバーサルデザインの導入を促進する。

2. フロー



3. 具体的な取組

水と緑の回廊ルートの設定

案内・誘導サインの設置（平成 17 年度～平成 19 年度）

平成 17 年度初旬に庁内関係課による検討会を開催し、ルート、サイン設置場所、サインデザインについて検討を行います。

パンフレットの作成

駐車場、トイレ、休憩場所等の記載も行います。

緑地の拡大

地元の案内人によるPR

補助ルートをネットワーク化していく

4. スケジュール

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
水と緑の回廊ルートの設定	→				
案内・誘導サインの設置	→	→	→		
パンフレットの作成				→	
緑地の拡大				→	→
地元の案内人によるPR				→	
補助ルートのネットワーク化				→	→

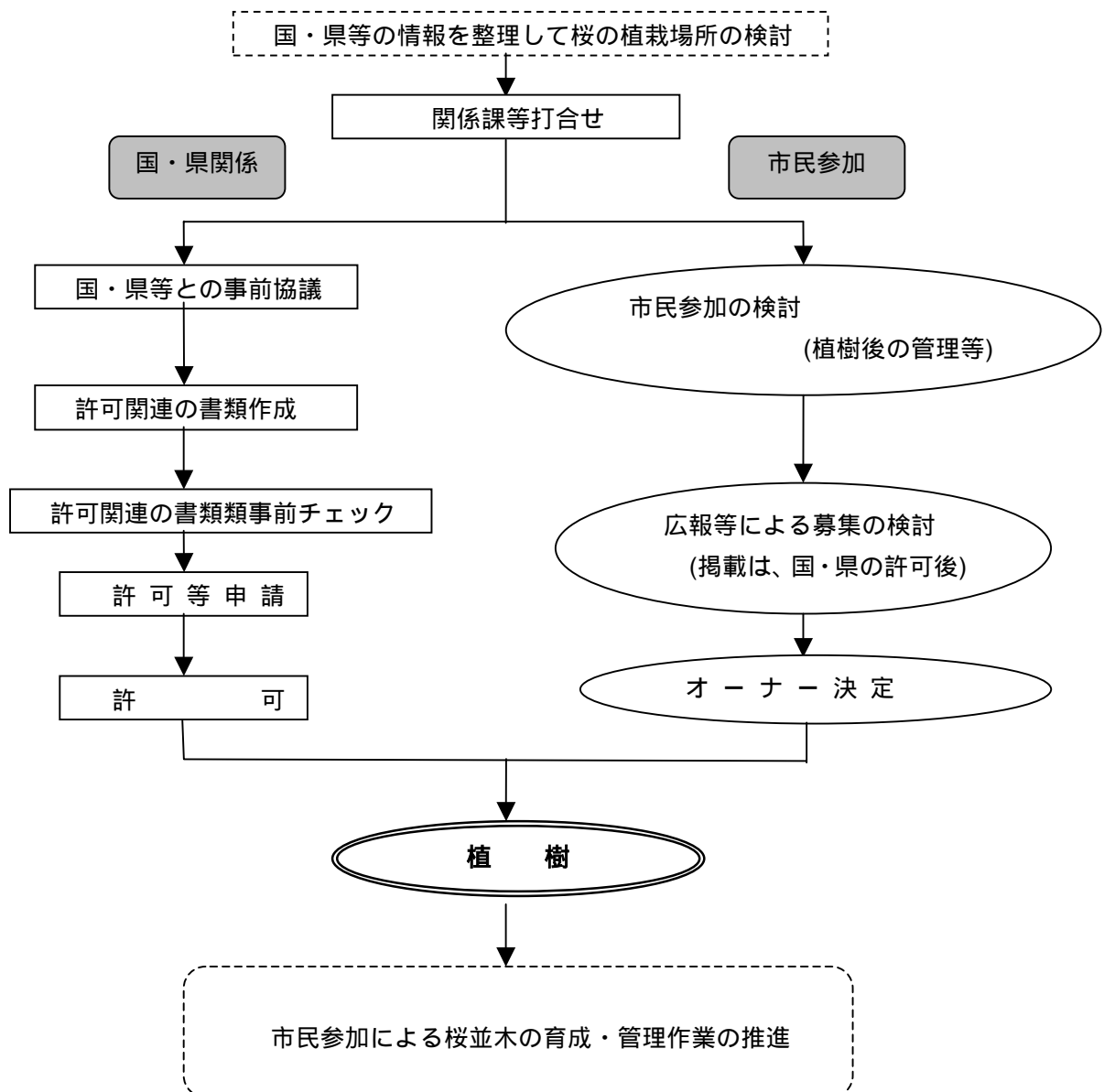
市内には、北東部などにも同様な水と緑のネットワークを形成する拠点が多くあり、要件が整ったところから次期計画に盛り込んでいきます。

桜ネットワーク整備構想の推進

1. 概要

市内には、里見公園、真間川の桜並木など多くの桜の名所が存在しています。そこで、江戸川・真間川等の沿川等に桜を植栽し、既存の桜の名所とネットワーク化を図り、良好な水辺空間の形成と潤いある街づくりを進めていきます。

2. フロー



3. 具体的な取組

国・県等の情報を整理して桜の植樹場所の検討

道路や河川沿いなど水と緑の軸を中心に桜の植栽場所を検討する。候補地としては、江戸川沿川のスーパー堤防化に併せた植樹、旧江戸川の緩傾斜護岸整備工事に併せた植樹、真間川水系拡幅整備工事に併せた植樹、大規模な下水処理施設内の敷地などを考えており、整備時期が整ったところから行っていきます。

関係課等打ち合わせ

水と緑の計画課・公園緑地課・緑の推進課・財団法人市川緑の基金と定期的に打合せを行い、ネットワーク化候補地点を検討します。

国・県等との事前協議

国土交通省江戸川河川事務所・千葉県真間川改修事務所・千葉県葛南地域整備センター等国、県に対して本事業の事前協議を行い、協力、支援を依頼します。

植樹場所に応じた市民参加の検討

許可関連の書類作成 許可関連の書類事前チェック 許可等申請 許可
 広報等による募集検討

桜の移植適期である1月～2月の3ヶ月前である10月号頃に掲載します。

オーナーの決定

定員を超えた場合、抽選により決定します。

市民参加による桜並木の育成・管理作業の推進

平成16年度の桜オーナーとともに草取り等のイベントを開催し、市民参加を推進します。

4. スケジュール（毎年同じサイクルで行う）

	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月
桜の植栽場所の確保	→			→
関係課等打ち合わせ				→
国・県等との事前協議	→			→
植樹場所に応じた市民参加の検討	→			→
許可関連の書類作成		→		
許可関連の書類事前チェック		→		
許可等申請			→	
広報等による募集の検討および掲載		→	→	
許可			→	
オーナーの決定			→	
植樹			→	
市民参加			→	→

⑩（仮称）緑の市民大学の整備

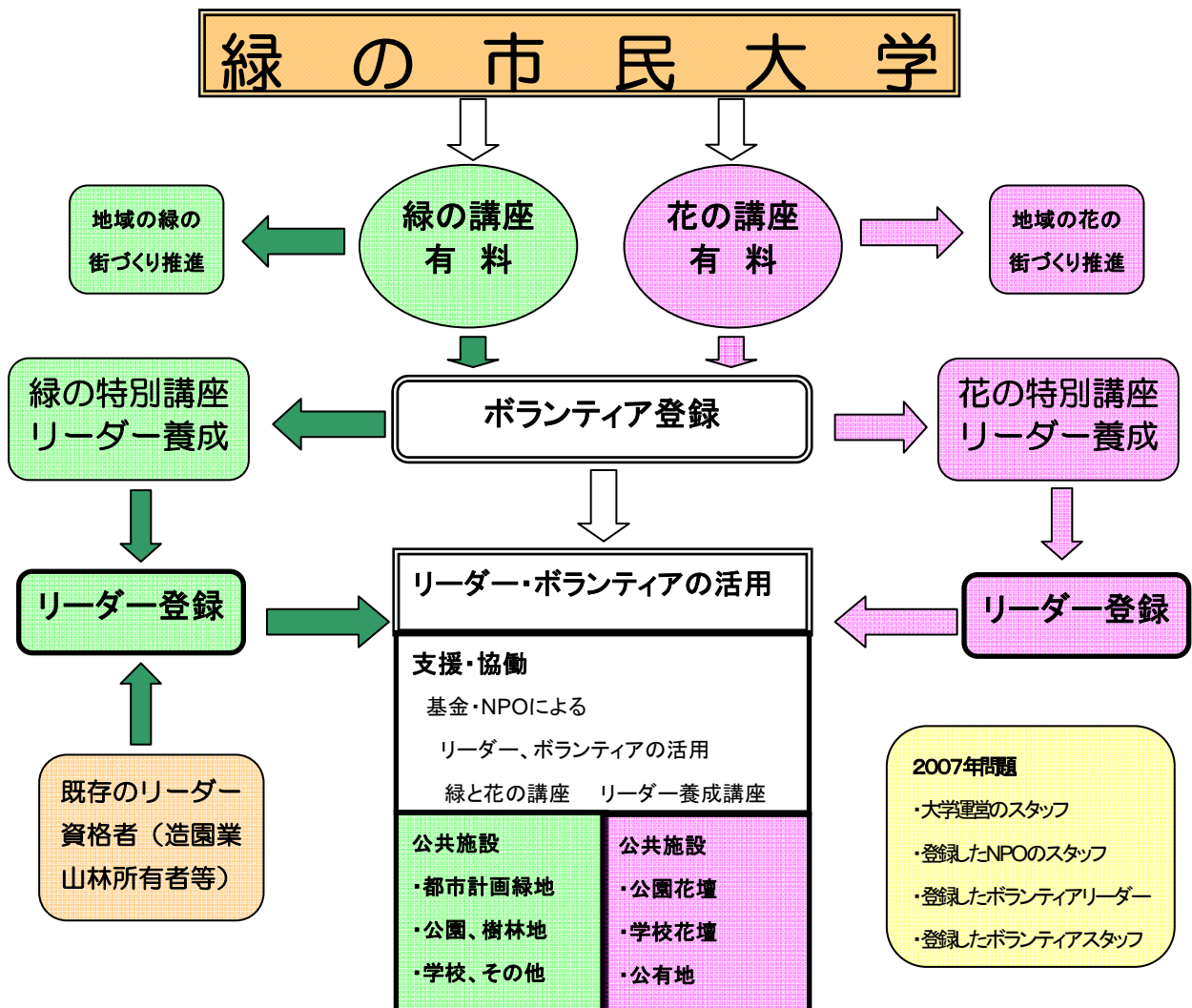
1. 概要

緑のパートナーシップを推進するために、市民一人ひとりが緑や花に関心を持ち、緑地の保全や緑化活動に自主的に参加できるような知識や技術を提供する場として、（仮称）緑の市民大学を開校します。

（内容）

- ・ 市民が緑化活動や花育成活動等に参加するための指導者を養成すること。
- ・ 緑の市民大学の運営の協力を行うこと。
- ・ 緑と花の市民ボランティアを育成すること。
- ・ 地域の緑と花の街づくりボランティアとして活動すること。

2. フロー



3. 具体的取り組み

○緑の市民大学設立準備期間・・・・・・・・・・・・・・・・平成 18 年4月～7月

- * 庁内プロジェクトを立ち上げ、要綱等の法整備を行います。
- * 大学校の組織作り（組織名の決定、役員を選任等）
- * 大学講師の候補を選択
- * 初年度としては、緑の保全等を主として行う。2 年目からは、花事業についても拡大していきます。

○緑の市民大学設立式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9月

- * 設立式（緑の学識者の基調講演等）

○地域街づくりリーダー募集（広報にて約20名程度）・・・・・・・・10月

○第1回養成講座開校（地域街づくりリーダー）・・・・・・・・11月から平成 19 年2月

「カリキュラム」

第1回養成講座については、地域街づくりリーダーの養成に主眼をおき、実践的な教育をおこなうため講義式と演習で構成し、講義については、市川のみどりと街の歴史、市川の植生等について学習を行い、演習として、実際に市有緑地の整備基本計画を策定し、実技として策定した基本計画に基づき緑地の整備を行います。

○第2回養成講座（19年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成 19 年4月～

- * 第2回養成講座より講習対象者は、地域街づくりリーダー並びに一般市民に対し行うこととし、ボランティアも合わせて募集します。また、今後、花のボランティア育成についても事業の拡大を図っていきます。

* 平成 19 年度より、本事業については、緑の基金に移管し、基金の拡大を図っていきます。

※第2回養成講座は、講師として第1回講習会の講師並びに講習生を要請

4. スケジュール（18年度）

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
①設立準備	要綱設置・組織役員 ←選出・講師選択→			
②設立記念講演		基調講演 ←→		
③地域リーダー募集		広報募集 ←→		
④第1回養成講座			←→	

19 年度以降は、緑の基金に移管し、基金の拡大を図っていきます。